

法人等員外利用規程

(定義)

第1条 本規定は、とちぎコープ生活協同組合（以下「当生協」という。）と消費生活協同組合法第12条第4項第3号ならびに同法施行規則第11条第1号イおよびニの規定にもとづく施設を設置する者で当生協の審査を経て員外利用取引者として登録した者（以下「法人等」という。）との、コープデリ宅配の員外利用に関する取り決めを定めたものです。

(利用条件)

第2条 員外利用の対象は、保育所その他の社会福祉施設を設置する者が当該施設の利用者に対し必要な便宜を供与する場合に限定します。

2. 利用目的、数量、金額が、申請された利用登録（事由）の内容を越えるものと当生協が判断した場合、またはコープデリ宅配の運営上不適切な事態が予想されると当生協が判断した場合は、受注またはお届けを停止することがあります。

(利用登録の手続き)

第3条 当生協のコープデリ宅配を利用する法人等は、本規定の内容を確認・同意の上、利用登録申請書および必要書類を提出するものとします。

2. 当生協は前項により提出された書類を審査し、員外利用の登録を行います。

3. 法人等が代表者を変更する場合は、速やかに変更申請書を当生協に提出するものとします。

(商品の注文)

第4条 商品の注文は、当生協の指定する複数の方法（OCR注文書・インターネット・電話）から法人等が選択した方法によって行うものとします。

2. 手続きおよび取り扱いは、当生協の定めによります。

3. 注文受付締切後のキャンセルは、原則としてお受けできません。

(商品のお届け)

第5条 商品お届け曜日・時間は原則として当生協が定めるものとします。

(商品のお届けができない場合)

第6条 天変地異や災害、生産者・製造者の都合または注文数量が予定を上回ったなどにより、商品を注文通りお届けできない時は、お届け日の変更、お届けの中止、お届け数量の削減または当生協の定めたルールによる代替品をお届けすることがあります。これらの事情については、お届け明細書兼請求書やメール等でお知らせします。これにより返金等が発生する場合は、当生協の定めによりこれを行うこととします。

(お届け明細書兼請求書)

第7条 注文書・お届け明細書兼請求書・各種申込書等は、商品カタログと共にお届けします。

(返品)

第8条 お届けした商品が不良または、商品カタログ・見本等と相違している場合、当生協は、良品との交換または返金（請求訂正）をします。

2. 良品については、食品、書籍・CD・DVD、各種チケット類等は返品できません。その他の商品は、未開封の場合に限り返品することができます。ただし、食品、書籍・CD・DVD、各種チケット類等についても当生協がやむをえない事情があると認めた場合は、この限りではありません。

(ポイント使用の適用除外)

第9条 法人等は、ほぺたんハッピープランの対象となります。ただし、『ほぺたんハッピープランに関する細則』第5条第3項c) 出資金への増資(全ポイント増資)は適用外とします。

2. 使用期限を過ぎたポイントは消滅となります。

(利用代金の支払い方法)

第10条 コープデリ宅配のシステムにより利用した商品・サービスの代金等は、以下の方法でお支払いいただきます。

請求締め日	支払日	支払い方法
毎月20日締め切	翌月5日支払い	口座振替・指定口座振込・コンビニでの振込
	翌月15日支払い	指定口座振込・コンビニでの振込
毎月末締め切	翌々月5日支払い	口座振替・指定口座振込・コンビニでの振込

2. 期日までにお支払いの確認ができなかった場合は、利用停止の措置を取ることがあります。

(債務者・支払い計画書および誓約書)

第11条 法人等が、支払日を1ヶ月経過しても支払いを履行しない場合(以下「債務者」という。)、当生協は債務者に支払い計画書および誓約書の提出を求めることができます。

2. 債務者は当生協から支払い計画書および誓約書を求められてから7日以内に提出しなければなりません。

(連帯保証人)

第12条 当生協は債務者に対し、弁済をする資力を有する連帯保証人を立てよう求めることができます。

(支払期限・手数料・遅延損害金)

第13条 第11条の支払い計画書による債務弁済の最終期限は、原則として本来の支払い期日から3ヶ月とします。

2. また、債務者に対し、本来の支払い期日の翌日を起算日として年10%の割合による遅延損害金を課金します。

(債務不履行の場合の措置)

第14条 債務者が第11条の支払い計画書および誓約書を提出しない場合、または支払い計画書通りに支払いを履行しない場合、その他支払が履行されないと認める相当の理由がある場合、当生協は債権回収のために法的手続きをとります。

(管轄裁判所)

第15条 法人等と当生協との間で裁判上の争いとなったときは、当生協の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

(登録の除外)

第16条 法人等が以下の事由に該当した場合は、生協は員外利用の登録を直ちに解除することができます。

- ① 法人等が第1条第1項で定める事業の認可を取り消された場合もしくはその事業で行政処分を受けたとき
- ② 行政庁が員外利用の施設として不相当と認めたとき
- ③ 破産、民事再生等の申立など、信用上に重大な変化があったとき
- ④ 生協の行う事業の妨げになる行為を行ったとき
- ⑤ 申請書の記載に虚偽があったとき

(登録の更新)

第17条 この員外利用にあたっては、1年に一度登録の更新をしていただきます。

(改廃の際のお知らせ)

第18条 本規程を改廃したときは、すみやかにインターネット上に公開し、周知するものとします。

(改廃)

第19条 この規程の改廃は、とちぎコープ専務理事が行い、理事会に報告します。

(付則)

第20条 この規定は、2009年 4月21日から施行します。

2009年 10月19日 制定

2010年 7月21日 一部改定

2011年 2月21日 一部改定

2011年 6月27日 一部改定

2013年 3月21日 一部改定

2016年 6月20日 一部改定